

「プラットフォームの在り方に関する協議会」の主な要請事項

- (1)プラットフォーム事業者／衛星放送事業者間の情報共有
- (2)公正性の確保について
- (3)ガイドラインの適正な運用
- (4)視聴者に対する業務の適正性に関する章の取扱いについて

プラットフォームの在り方に関する協議会 報告書より(P19～23)

#### IV. 自主ガイドラインの見直しについて

##### 1. 現行ガイドラインの課題

###### (1)プラットフォーム事業者／衛星放送事業者間の情報共有について

業務手数料の使途、普及促進活動の考え方や実施結果の報告、ソフト事業内容などについて、説明・報告会の場があったにも関わらず、透明性の欠如を指摘する意見がある。また、衛星放送事業者の意見表明の場としての機能が十分ではない。

###### (2)公正性の確保について

プラットフォーム事業者と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性が明記されていない。また、JSAT との統合にあたって、強い懸念を示されることが予想される「役務提供開始時の取扱い」に関して、現行ガイドラインでは記述がない。

###### (3)ガイドラインの運用について

現行ガイドラインについて、運用面での不十分さがあったと考えられる。

###### (4)視聴者に対する業務の適正性に関する章の取扱いについて

プラットフォーム事業者としての法制度化が検討されている、対視聴者の部分が、現行ガイドラインの構成では第Ⅱ章となっている。

##### 2. 今回の改訂(資料 14)

###### (1)プラットフォーム事業者／衛星放送事業者間の情報共有について

- ・ 説明・報告会の開催回数を半期毎(年2回)から四半期毎(年4回)に増加。
- ・ 対外決算データにとどまらない、説明の実施を明記。
- ・ 販促計画等普及促進業務計画の事前説明を行なう旨を明記。
- ・ 当社と、衛星放送事業者が参加する普及促進委員会を設立する旨を明記。

(ガイドライン上での改訂)

Ⅱ. 1. (1)、Ⅱ. 1. (2)及びⅡ. 2. (3)を、以下のとおり変更する。

## Ⅱ. 1. (1) 役務と提供条件の関係の透明性

②当社は、徴収した手数料等の用途概要について、衛星放送事業者に対し、原則として四半期毎(年4回)対外公表決算データを元に説明を行なう。

## Ⅱ. 1. (2) 広告宣伝・販売促進の考え方

②当社は、広告宣伝・販売促進等の具体的な手法については、当社の判断により最も効果的と思われる施策を実施することとするが、その考え方や販促計画を始めとする普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議を定期的開催するものとする。また、当社と衛星放送事業者からなる「普及促進委員会」を設置し、普及促進業務に係る意見交換の場とする。

## Ⅱ. 2(3) プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

②当社は、上記①のコンテンツに関して、選定の考え方や、対外公表決算データを元にした関連収入、費用の概要等の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議を四半期毎(年4回)開催するものとする。また、当社と衛星放送事業者からなる「普及促進委員会」を設置し、ソフト事業に係る意見交換の場とする。

## (2) 公正性のさらなる確保に向けて

- ・ プラットフォーム事業者と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性を明記。
- ・ 役務提供開始時の手続きについて説明の実施や、開始プロセスを明確化する。

## (ガイドライン上での改訂)

Ⅱ. 2. (1)として、「当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性」を加える。

## (追記内容)

- ① 当社は、衛星放送事業者が、当社と資本関係にある衛星事業者との間で、契約を締結する・しないに関わらず、当社の役務を提供する場合には、本ガイドラインに則り適正に対応することとし、特定の衛星放送事業者に対し、不当に優先的な扱いも又は不当に不利な扱いも行わない。
- ② 当社は、衛星放送事業者が、当社と資本関係にある・ないに関わらず、当社の役務を提供する場合には、本ガイドラインに則り適正に役務提供を行うこととし、特定の衛星放送事業者に対し、不当に優先的な取扱い又は不当に不利な取扱いを行わない。

役務提供開始時の手続きについて説明の実施や、開始プロセスを明確化する

Ⅱ. 1. (4)として、「衛星放送事業者への役務提供開始手続き」を、Ⅱ. 2. (3)(ア)として、「役務提供開始に関する手続き」を加える。

(追記内容)

Ⅱ. 1. (4)衛星放送事業者への役務提供開始手続き

(ア)委託放送事業者への説明の実施

(イ)参入役務放送事業者への説明の実施

(ウ)参入役務放送事業者への役務提供開始プロセス

Ⅱ. 2. (4)その他衛星放送事業者の意思に反して行なう行為及び手続き

(ア)役務提供開始に関する手続き

(3)ガイドライン運用の適正化に向けて

- ・ 運用にあたっては、第三者機関の意見を尊重することを明記。
- ・ ガイドラインの運用をチェックする社内委員会設置の旨を明記。

(ガイドライン上での改訂)

Ⅱ. 3. 「『衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン』を適正に運用するために」を追記し、社内委員会設置の旨及び、第三者機関による意見を尊重する旨を明記する。

Ⅱ. 3. 「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」を適正に運用するために当社は、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の運用が、公正性、中立性、透明性に則って、適正に執り行われるよう努めることとし、適正性の確保に向けた取り組みを行なう。

(1)社内委員会の設置による適正性の確保

当社は、本ガイドラインの運用が適正に行なわれているかをチェックするために、当社または当社の持株会社内に社内委員会を設置し、適正性の確保に努める。

(2)第三者機関による意見の尊重

当社は、有識者を含めた第三者機関「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」において中立的かつ広い経験と知識を有する者の意見を聞き、これを尊重する。

(3)視聴者に対する業務の適正性に関する章の取扱いについて

- ・ 視聴者に対する業務の適正性の確保に関する章をより明確にするために、対視聴者に

ついて述べている章を第 I 章とする。

(4) その他の改訂

- ・ ガイドラインの目的、構成の明確化
- ・ 顧客維持/解約防止業務の明確化
- ・ 名称変更/文言変更

(ガイドライン上での改訂)

【追記事項】

(1) ガイドラインの目的、構成を明確化

- ・ 「はじめに」を追加し、ガイドライン改訂の目的、構成について記述する

(2) 顧客維持/解約防止業務の明確化

- ・ プラットフォーム事業者として今後注力していく、顧客維持/解約防止業務について、II. 1. (1). ①の対応業務に追記する。また、別表にも追記する。

【変更事項】

(1) 名称変更

(旧)委託放送事業者等 ⇒ (新)衛星放送事業者

(旧)スカパーフェクTV!110 ⇒ (新)e2 by スカパー!

(2) 文言変更

「するように努める」「著しく」など、曖昧な文言を修正

## V. 2の委員会の設置について

### 1. 衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会(仮称)

当該委員会は協議会で提言されたように、自主ガイドラインの運用に関する調停・仲裁機関の確保を目的に設置するものであり、プラットフォームの公正性・中立性・透明性を確保するための措置を講ずることを目的としたものである。具体的には、自主ガイドラインの運用状況の調査、確認および協議を行うこと、苦情等の調停ならびに裁定を行なうものとし、状況によってはガイドラインの内容についてCSプラットフォーム事業者に対して改訂を勧告するものである。委員会の公正を確保するため有識者を交え、CSプラットフォーム事業者、衛星放送事業者によって構成し、定期的を開催する。また苦情等の申立てがあり、①ガイドラインに関するもの ②当事者間の話し合いが相容れない状況になっているもの、であった場合には、適宜委員会を開催するものである。

(資料 11、資料 12)

### 2. 普及促進委員会(仮称)

当該委員会はCS放送の加入者増加を図るために、CSプラットフォーム事業者と衛星放送事業者とが、意見交換・協議を行うための調整機関として設置するものであり、広告宣伝や加入促進施策に関する事項についての意見交換・協議、共同展開の検討、CSプラットフォーム事業者が視聴者拡大のために行なうコンテンツ事業についての効果/事後レビューを行なう。またガイドラインに基づく開示情報に関する意見交換も行うものとする。委員会の構成は親会と施策検討ワーキンググループから成り、毎月1回程度定期的で開催するものとする。委員の構成については全衛星放送事業者の中から衛星放送協会が責任をもって推薦する者と、CSプラットフォーム事業者が選任する者で構成する。

(資料 13)